

# 令和4年度 大学の世界展開力強化事業 審査要項

令和4年3月2日  
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

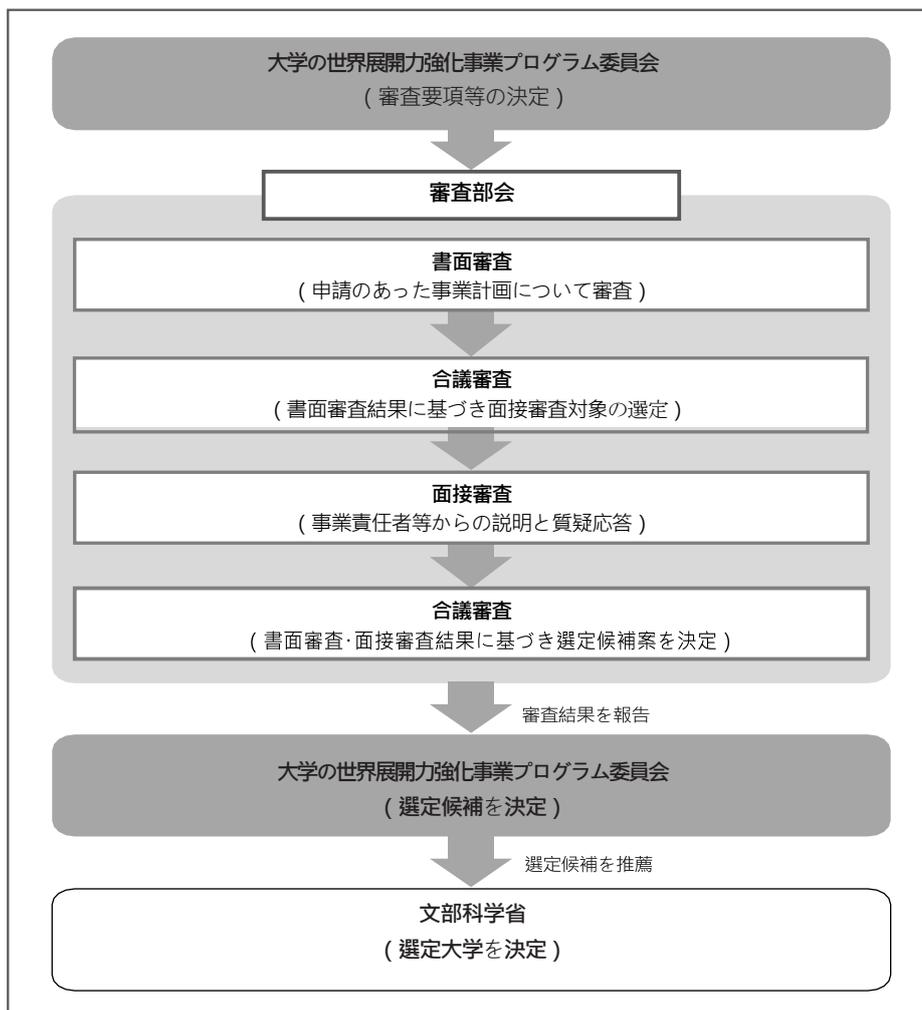
大学の世界展開力強化事業におけるインド太平洋地域等との大学間交流形成支援事業の審査は、この審査要項に基づき行う。

## 1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された世界展開力強化を目指す交流プログラムの実施に係る各事業計画について、これまでの教育研究活動や交流の実績を踏まえた計画の実現性、計画の実施に至る手順・時期等の明確性、補助期間終了後の継続性と発展性の評価により行う。また、事業の多様性を確保する観点から、選定に際しては、主たる交流先の相手国、申請大学の地域配置や国公私、学部・大学院、専門分野のバランスに配慮する。

## 2. 審査の実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会(以下「委員会」という。)の下に、委員会委員及び有識者で構成する審査部会(以下「部会」という。)を設置し、審査を行う。



### 3. 審査の手順

審査は、申請のあった事業計画について、部会において(1)書面審査、(2)合議審査(面接審査対象の選定)、(3)面接審査、(4)合議審査(選定候補案の決定)の順に行う。

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により選定候補を決定した上で、文部科学省に推薦する。

審査結果は、文部科学省が選定大学を決定した後、事業計画を申請した各大学に通知する。

#### (1) 書面審査

書面審査は、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目(審査項目数:6)※公募要領上の参加要件・必須指標については★を付している。

- ◇ 審査項目① 質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容 【計画調書 様式1を中心に評価】  
交流プログラムの趣旨や内容が本事業の目的と合致し、また、将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるようなものとなっているか。

#### 交流プログラムの目的

- 観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目的・目標が設定されているか。また、当該目標がプログラムの社会的・国際的通用性を示すものとなっているか。
- 観点② 養成しようとする人材像が明確に設定されているか。
- 観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標及び指標が設定されているか。
- 観点④ 各大学の中長期的なビジョンのもと、我が国と連携相手国の大学間において、日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進するプログラムとなっているか。(★)
- 観点⑤ 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものとなっているか。(★)

#### 交流プログラムの内容

- 観点⑥ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- 観点⑦ 連携相手国との将来の関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、各国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムとなっているか。(★)
- 観点⑧ 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な事業計画であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムが計画されているか。
- 観点⑨ 本事業は、プログラムを実施する部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下でプログラムが構築されているか。(★)
- 観点⑩ 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流、オンラインを活用した様々な交流を見据え、大学間交流の発展に繋がるような、柔軟で発展的な交流プログラムとなっているか。
- 観点⑪ 多様な学生に交流プログラムへの参加の機会を提供できるよう、必要に応じ我が国の大学と連携して事業を行うものとなっているか。
- 観点⑫ 学生が主体となって、「国際教育・交流」に関して企画・立案する取組(学生サミット・ワークショップ等、正課外の取組を含む)が計画されているか。(★)
- 観点⑬ オンライン(「JV-Campus」等)を活用し、自大学及び連携大学の質の高い教育・交流プログラムの実施及びより多くの学生の参加を促す工夫がなされているか。(★)

- 観点⑭ 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を伴う交流プログラムが実施できない場合も想定し、オンラインによる交流を有効活用するとともに、プログラムの効果を増大させるような計画となっているか。(★)
- 観点⑮ 交流相手先国・地域の感染状況を踏まえ、渡航を伴う学生交流プログラムを実施するか慎重に検討し、学生の渡航を伴う交流プログラムの実施を判断する場合には、外務省及び各国の渡航制限並びに入国後の行動制限等を踏まえた各大学の方針に則り行う計画となっているか。教職員が渡航する場合についても、外務省や各国の渡航制限情報、入国後の行動制限情報に十分留意する計画となっているか。(★)
- 観点⑯ 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国後、一定期間、隔離措置が講じられることを前提としたプログラムを計画する等、学生の心身のケアに最大限の注意を払った計画となっているか。(★)
- 観点⑰ 【インド限定】H26 及び H29 採択校については、下記の一つ以上の要件を満たす計画となっているか。(★)
- ① ジョイント・ディグリープログラム(以下、「JD」)の設置を目指す計画になっていること。
  - ② 他の国内大学(本事業または SGU の未採択大学)との連携構想になっていること。
  - ③ 企業や自治体等と協力し、外国人留学生在が卒業後の国内定着を促進するよう一定期間(2月程度)以上のインターンシップ等を提供すること。その際、必要に応じて国内就職やインターンシップに求められる日本語力養成等のプログラムを提供すること。
- 観点⑱ 【英国、オーストラリア限定】英国については「TURING SCHEME」、オーストラリアについては、「NEW COLOMBO PLAN」との相乗効果を意識し、教育プログラムに加えて、日本国内の企業等において英国人学生またはオーストラリア人学生が参加するインターンシップを行う計画になっているか。(★)
- 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成
- 観点⑲ 相手大学が公的な認可等(相手大学の所在国における適正な評価団体からのア kredィテーション、IAU(International Association of Universities)の WHED(World Higher Education Database)掲載大学であること等)を受けている大学であるか。
- 観点⑳ 透明性、客観性の高い厳格な成績管理(ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築等)、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 観点㉑ 単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 観点㉒ 海外相手大学における単位制度(授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等)、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意がなされ、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 観点㉓ 下記の一つ以上に該当する、質が担保された教育・学生交流プログラムとなっているか。(★)
- ① 共同学位プログラム(JD やダブル・ディグリープログラム(以下、「DD」))の構築を目指す計画。
  - ② 単なる語学留学やスタディーツアーにとどまらず、グループワークやプロジェクト等の協同学習体験により相互理解を深める教育プログラム。(例:国際共修プログラム)
  - ③ 英語で卒業(修了)可能なコースを新たに設置する計画。

- 観点⑳ オンライン(「JV-Campus」等)を活用し、自大学及び連携大学以外の大学等が、英・印・豪との交流において活用できる機会等(留学フェア、海外連携大学や現地高校へのリクルーティング等)を提供する計画がなされているか。(★)
- 観点㉑ 遅くとも事業開始3年目(令和6年度)には、JV-Campus に、自大学と国内・海外連携大学(英・印・豪のうち、いずれかの国の大学は必須)が有するコンテンツを、本事業採択校以外の大学にもパッケージとして提供する計画となっているか。(★)
- 観点㉒ 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験または国内外の大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外相手大学との教員交流、FD等による教育力の向上等、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- 観点㉓ JD、DD の設計に当たっては、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(平成26年11月)を踏まえたものとなっているか。
- 観点㉔ 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(通称:東京規約)において推奨する、「部分的な修学の承認」や「非伝統的な資格取得の形態」により取得された資格の承認・評定(例:学修歴証明のデジタル化、マイクロレディンシャル)の趣旨や考え方を十分に理解した上で、プログラムが構築されているか。

◇ 審査項目② 達成目標

【計画調書 様式2(⑬を除く)を中心に評価】

事業を実施するにあたり、設定した達成目標が事業の内容、規模等を踏まえた適切なものとなっているか。

- 観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。また、当該目標がプログラムの社会的・国際的通用性を示すものとなっているか。(再掲)
- 観点② 養成しようとする人材像が明確に設定されているか。(再掲)
- 観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標及び指標が設定されているか。(再掲)
- 観点④ 連携相手国との将来の関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、両国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムとなっているか。(再掲)(★)
- 観点⑤ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。(再掲)
- 観点⑥ 学生主催イベント・ワークショップの開催数、参加規模(人数、参加国(英・印・豪に限定しない))について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑦ 交流学生数(日本人学生の派遣・外国人学生の受入別、実渡航・オンライン・ハイブリッド(※)、単位取得の有無や交流期間、学部・大学院別)について適切な目標が設定されているか。特に英・豪については日本人学生の派遣超過とならないよう人数のバランスに配慮されているか。(※ハイブリッド:実渡航とオンラインを組み合わせたもの。)(★)
- 観点⑧ 本事業へ参加する学生に修得させる具体的な能力が設定されているか。
- 観点⑨ 一定の外国語力基準(外部検定試験のスコア等)をクリアする日本人学生数について適切な目標が設定されているか。(★)
- 観点⑩ インターンシップを行う計画の場合はその数(派遣・受入別、実渡航・オンライン・ハイブリッド、単位取得の有無や期間、学部・大学院別)について適切な目標が設定されているか。(★)

- 観点⑪ 自大学及び連携大学以外の大学等において、申請大学が有するコンテンツやノウハウ、ネットワークを活用し、英・印・豪からの新たな留学生層の掘り起こしや我が国・大学の国際プレゼンスの向上を示す指標（留学フェアや、海外連携大学や現地高校へのリクルーティング、国内外連携大学を含むオンライン教育科目の開発・提供等）が設定されているか。（★）
- 観点⑫ 観点⑪を除く、学内・学外への事業の波及効果を示す指標（例：事業開始後、他部局・国内連携大学における、相手国との大学間交流協定数や学生・研究者交流数（オンライン含む）の推移）について適切な目標が設定されているか。（★）
- 観点⑬ 海外相手大学との単位互換について適切な目標が設定されているか。

◇ 審査項目③ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

【計画調書 様式3を中心に評価】

交流プログラムを実施するにあたり、受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する環境整備がなされているか。

- 観点① 渡航前の日本人学生に対して、危機管理研修を義務付ける等、学生自身の危機管理意識・能力の向上のための教育を行っているか。
- 観点② 学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間に十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 観点③ 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 観点④ 受け入れた外国人学生に対し、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 観点⑤ 日本人学生に対して、派遣前から留学中、帰国後にわたり、履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等のサポートが推進されているか。また、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等の整備がなされているか。
- 観点⑥ 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違・時差等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 観点⑦ 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会ネットワークの立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 観点⑧ 留学中の学生の安全管理に関する体制や、緊急時、災害時に学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。
- 観点⑨ 国内外でのインターンシップ等による就業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣等、産業界や自治体との連携が十分に図られているか。

◇ 審査項目④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

【計画調書 様式4を中心に評価】

事業を実施するにあたり、事業に相応しい体制の整備や強化、情報の公開が図られているか。

- 事業の実施に伴う大学の国際化
- 観点① 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく国内外の他大学の学生も参加できる取組が設けられる等柔軟で発展的かつユニークなものとなっている

か。

観点② 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制の構築が図られているか。

観点③ 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置することや、語学等に関する職員の研修プログラム等、事務体制の国際化と事務職員の能力向上を推進しているか。

観点④ 交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、事務局機能を強化する等事業をサポートする全学的体制の充実が図られているか(窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整を行う等)。

#### 情報の公開、成果の普及

観点⑤ 本事業の取組や成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の場を設けて、学内関係者のみならず他大学や産業界等への普及を積極的に図るものとなっているか。

観点⑥ 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細等必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。

観点⑦ 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」(平成22年5月)が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。

#### ◇ 審査項目⑤ 事業計画の実現性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制

【計画調書 様式5、6、7、8、9を中心に評価】

本事業における取組が十分な計画・実績及び適切な資金計画の下、補助期間終了後の事業の継続・発展も見据えたものとなっているか。また、本事業における取組の質の向上に資する管理運営体制が図られているか。

#### 事業計画の実現性、事業の発展性(補助期間終了後の継続性を含む)

観点① 交流プログラムの実施に向けた海外相手大学との準備として、大学ごとの役割・実施体制の明確化等が十分なされているか。

観点② 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。

観点③ これまでの大学の国際化に向けた取組状況が本プログラム実施の上で十分か。

・英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築

・外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による国際化への対応のための教員の資質向上(国際公募、年俸制、テニユアトラック制等の実施・導入を含む。)

・英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラム等、事務体制の国際化。

・厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による

学修課程と出口管理の厳格化等、単位の実質化。

- 観点④ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。
- 観点⑤ 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が具体的に示されているか。
- 観点⑥ 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるよう、将来を見据えた計画となっているか。
- 観点⑦ 国内の大学と連携して申請する場合、連携大学においても主体的に事業に参画する計画となっているか。
- 観点⑧ 初年度から、補助金以外に大学独自の奨学金等の学内外資金を確保する等、自走化に向けた計画が明確になっているか。

評価体制

- 観点⑨ 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

◇ 審査項目⑥加点事項に関する取組

【計画調書 様式 2⑬を中心に評価】

事業を実施するにあたり、加点事項に該当するような取組等が具体的に計画されているか。

- 観点① 日本人学生と外国人留学生がチームを組み、アントレプレナーシップの醸成に資する、実践的なプログラムを行う計画となっているか。
- 観点② カーボンニュートラルや SDGs、防災・減災といった世界的課題解決に向けた、国内外の大学及び地域・社会・企業とも連携した計画となっているか。
- 観点③ 国内企業等と連携し、日本国内で行う留学生向けインターンシップ(より長期が望ましい)や国内就職支援のための取組等他大学の参考となるような計画となっているか。
- 観点④ 本事業を通じ、国際共同研究の土台となるような国際ネットワークを構築する計画となっているか。
- 観点⑤ 交流する相互の学生が、真の両国間の架け橋となる人材を目指し、双方の文化及び言語について高いレベルで習得する計画となっているか。
- 観点⑥ アウトカムに関する指標について、他大学の参考となる指標が設定されているか。
- 観点⑦ 国内外の連携大学と協同したマイクロクレデンシャルや学習歴証明のデジタル化に取り組む計画となっているか。
- 観点⑧ 【英国、オーストラリア限定】TURING SCHEME または NEW COLOMBO PLAN との相乗効果を期待し、コンソーシアムを組む英国またはオーストラリアの大学が、TURING SCHEME または NEW COLOMBO PLAN の①採択機関かつ②日本の大学へ渡航する学生が在籍しているか。

○ 評定

- ・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

<これまで大学の世界展開力強化事業または SGU に採択されたことのある大学>  
<100点満点>

審査項目	係数	評定別評点
------	----	-------

		a(5点) 非常に優 れている	b(3点) 優れてい る	c(2点) 妥当であ る	d(1点) やや不十 分である	e(0点) 不十分で ある
①質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容	6.0	30	18	12	6	0
②達成目標	3.0	15	9	6	3	0
③外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備	3.0	15	9	6	3	0
④事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及	3.0	15	9	6	3	0
⑤事業計画の実現性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制	3.0	15	9	6	3	0
⑥加点事項に関する取組	2.0	10	6	4	2	0

<これまで大学の世界展開力強化事業または SGU に採択されていない大学>

→評点に一定の係数(1. 2)を乗じる。

○ 所見

・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。併せて、面接審査で確認すべき事項や計画の内容に関する疑問点等を記す。

このほか、書面審査の進め方の詳細は部会において定める。

(2) 合議審査(面接審査対象の選定)

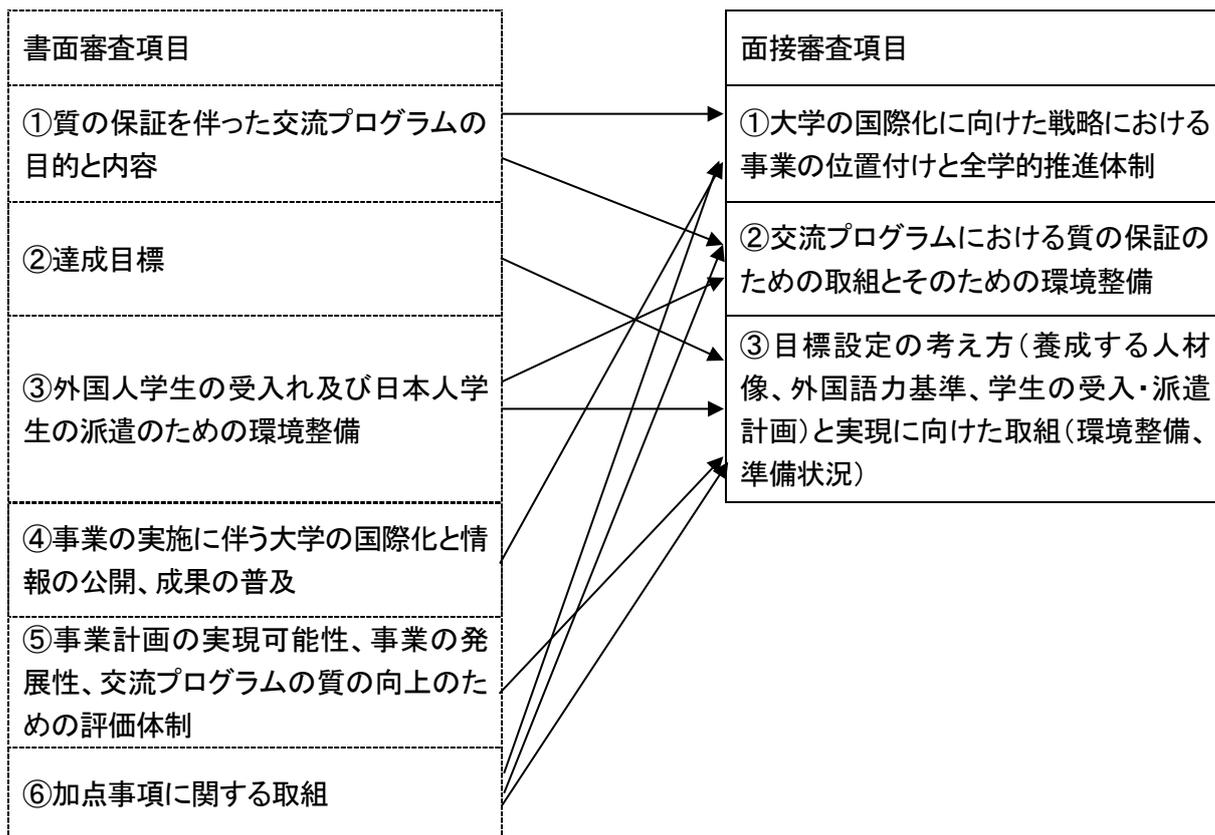
書面審査結果を基に、合議により、面接審査を実施する事業計画を選定する。その際、最も低い評定「e」(不十分である)が付された審査項目がある事業計画については、選定に際して慎重に取り扱う。

(3) 面接審査

面接審査は、面接審査の対象として選定した事業計画に対して、別途定める「面接審査実施要領」に基づき行う。その際、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目

・書面審査における6項目を「事業計画に対する大学の姿勢・意欲」「交流の質の保証」「実現可能性」を確認する3項目に集約した上で審査する。



○ 評定

- ・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

<45点満点>

審査項目	係数	評定別評点				
		a(5点) 非常に優れている	b(3点) 優れている	c(2点) 妥当である	d(1点) やや不十分である	e(0点) 不十分である
①大学の国際化に向けた戦略における事業の位置付けと全学的推進体制	3.0	15	9	6	3	0
②交流プログラムにおける質の保証のための取組とそのための環境整備	3.0	15	9	6	3	0
③目標設定の考え方(養成する人材像、外国語力基準、学生の受入・派遣計画)と実現に向けた取組(環境整備、準備状況)	3.0	15	9	6	3	0

○ 所見

- ・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。

このほか、面接審査の進め方の詳細は部会において定める。

(4) 合議審査(選定候補案の決定)

書面審査及び面接審査の各結果に基づき、合議により優先順位を付した選定候補案を決定した上で、委員会に報告する。

#### 4. 情報の開示・公表

(1) 審議内容の取扱い

委員会の会議、会議資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、委員会が非公開とすることを決定した場合はこの限りではない。

- ・審査(人選を含む。)に関する調査審議の場合
- ・その他、委員長が公開とすることが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う部会の会議、会議資料及び議事概要は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果及び事業計画の公表

審査結果と、委員会からの推薦に基づき文部科学省が選定した事業計画は、独立行政法人日本学術振興会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に情報提供する。

(3) 委員氏名の公表

委員会委員の氏名は委員会の開催に際して、部会委員の氏名は審査結果等と併せて公表する。

#### 5. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

委員会委員及び部会委員(以下「委員」という。)は、中立・公正な審査のため、次に示す利害関係にある事業計画等に関する審査は行わず、当該計画等に関する個別審議にも加わらない。

○ 利害関係の例

- ・申請のあった事業計画に関与している場合
- ・申請のあった大学に役員として在職(予定含む。)あるいは専任または兼任として在職(予定含む。)している場合
- ・その他、中立・公正な審査が困難と判断される場合[※この場合、申し出に基づき委員長(部会においては部会長)が利害関係者に該当するか否かを判断する。]

(2) 秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報や審査内容に係る情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報(審査関係資料含む。)は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。